

浜の活力再生プラン

1 地域水産業再生委員会

組織名	三国雄島地区地域水産業再生委員会
代表者名	下影 務

再生委員会の 構成員	雄島漁業協同組合、坂井市、福井県
オブザーバー	

※再生委員会規約及び推進体制模式図及び再生委員会名簿を添付

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	雄島漁業協同組合管内 浅海漁業 56名、一本釣漁業54名、刺網漁業 4名 合計 114 名
-------------------	---

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

坂井市は福井県の北部に位置し、岐阜、石川県の県境にあたる峰から流れる九頭竜川の中流から下流に開けた広大な坂井平野は「こしひかり」の産地であり豊かな水と食材の宝庫である。雄島漁業協同組合は、昭和58年3月に5つの漁協（安島、梶、崎、浜地、米ヶ崎）が合併することにより誕生した。本漁協は、海女によるワカメ・テングサ・ウニ等の浅海漁業を主力とし、アマダイ（グジ）などの一本釣り漁業や刺網漁業が営まれている。

雄島漁協全体の水揚金額は5千万円～6千万円で推移しているが、水揚金額の約7割を占める浅海漁業の担い手である海女の人数は、平成8年の160人超から平成28年現在56人まで減少し高齢化が進行しており、新たな担い手となる後継者不足が課題となっている。

(2) その他の関連する現状等

本漁協の主力であったテングサが現在不漁であるため、多面的機能発揮事業を導入し、漁場の改善に取り組んでいる。また、地元小学生に対してワカメ干し体験の指導を行っており、加工した粉ワカメを学校給食で提供している。
さらに、坂井市内の3漁協（三国底曳、三国港、雄島）は水産物普及と地域活性化を目指し、共同でイベント開催（さかな祭）している。

3 活性化の取組方針

(1) 基本方針

雄島漁協は、主力の浅海漁業に加え、一本釣漁業、刺網漁業が営まれていることから、これらの漁業の生産・流通構造の改善と6次産業振興を通じた付加価値化を図り、漁業所得の向上を目指す。また、漁業経費の削減として、漁船の低速航行や船底のこまめな清掃による燃費効率の改善により、漁業者の所得向上を目指す。

漁獲量を安定させるため、水産資源の増殖と環境改善に努める。具体的には清掃や岩起などによる漁場の環境改善を実施するとともに、ヒラメやアワビ、サザエなどの種苗放流を実施し、資源増殖に努める。

地元水産物の魚価を向上させるために、直販施設や加工場等の施設整備を積極的に進める。また、後継者育成や水産物普及するために、地元小学校における漁業体験などを実施し、地域活性化を目指す。

- ①漁協の漁獲物の集荷、買上げ、加工による漁業所得向上の推進、販路拡大の推進
- ・サザエ、アワビの全量集荷、買上げによる漁業所得の向上、漁協直販による販路拡大（蓄養施設、直販施設整備）
 - ・生ワカメの買上げと加工作業の雇用による漁業所得の向上、漁協直販による販路拡大（粉ワカメの干場整備）
 - ・開き魚などの原料買上げによる漁業所得の向上、6次産業化の振興（加工場、冷蔵庫、直販施設整備）
 - ・未利用資源（メカブ）の買上げによる漁業所得の向上、加工品の開発、漁協直販による販路拡大（加工場、直販施設の整備）
- ②清掃、岩起などによる漁場環境保全と種苗放流による水産資源の増殖
- ③後継者対策としての漁業体験を通じた地元小学生への啓発、イベント開催による地元住民や観光客への水産品、開発した水産加工品の販路拡大、水産物普及
- ④省燃油活動の推進と経営改善として、船底清掃、低速運転等による低コスト操業の推進

(2) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

- ・福井県漁業調整規則により、採捕できる水産物について禁止期間、体長等の制限、漁法の禁止、漁具の禁止を設定している。
- ・福井県海区調整委員会指示により、採捕できる水産物について禁止期間、体長等の制限、漁法の禁止、漁具の禁止を設定している。
- ・漁協が自主規制（アワビ、サザエ等）により、漁業を営むべき時期、時間及び禁漁区を設定している。

※プランの取組に関連する漁業調整規則や漁業調整委員会指示等について記載する。

(3) 具体的な取組内容（毎年ごとに数値目標とともに記載）

1年目（平成29年度）

以降、以下の取組内容は、取り組みの進捗状況や得られた知見等を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

■以下の取組を実施することにより漁業所得を基準年比 2.6%の向上を目指す。

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>①漁協は、浅海漁業者と協力し、これまで一部のみ漁協に出荷され、その他は漁業者各自が安値で地元鮮魚店等に出荷していたサザエ、アワビを漁協が集荷・買上げする。当初は、既存の蓄養施設を用いて、付加価値化（選別、箱詰、販売期間の延長等）を図り販売する。 漁協は、全量集荷に向けて蓄養施設、直販施設の整備について、検討を開始する。</p> <p>②漁協は、粉ワカメの生産量を増大し販路を拡大させるため、浅海漁業者から生ワカメを買上げし、漁業所得の向上を図るとともに、仮設の荷捌き場（干場）を利用し粉ワカメを製造・販売する。また、漁協は、買上げた生ワカメの陸上作業（干し、芯抜き）に漁船漁業者を雇用し、漁業所得の向上を図る。 漁協は、粉ワカメの全量加工に向けて荷捌き場（干場）の整備について、検討を開始する。</p> <p>③漁協は、一本釣り漁業者からアマダイ・レンコダイを買上げ、開き加工の製造に向けて、加工場、冷蔵庫、直販施設（サザエ等の施設と同一）の整備について、検討を開始する。</p> <p>④漁協は、これまで未利用であったメカブを用いた加工品の開発を開始する。</p> <p>⑤全ての漁業者は漁協とともに、藻場の保全・造成や清掃、岩起を行い漁場環境を保全する。また、ヒラメ・マダイ稚魚やアワビの稚貝放流を実施することにより、水産資源の増殖による底上げを図る。</p> <p>⑥全ての漁業者は漁協とともに、減少する漁業就業人口や高齢化により失われつつある漁村の活気を回復させるため、地元小学校における粉ワカメづくり体験を指導する。</p> <p>⑦漁協は、水産物普及に向けた取組として、さかな祭りの開催で地元住民及び観光客に対し、地場の魚や水産加工品をPR・販売し、販路の拡大を目指す。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>①省燃油活動の推進と経営改善 雄島漁協管内の全ての漁船漁業者は、係留中の機関の停止、不要不急な積載物の削減による船体の軽量化、船底清掃を年1回から2回行うことにより、航行時の抵抗削減などを実施し、通常航行速度を1ノット落とす省エネ航行の実践により、燃油経費を20%削減する。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>①省燃油活動推進事業 ②水産多面的機能発揮対策事業</p>

2年目（平成30年度）

■以下の取組を実施することにより漁業所得を基準年比 2.6%の向上を目指す。

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>①漁協は、浅海漁業者と協力し、サザエ、アワビを既存の蓄養施設を用いて付加価値化（選別、箱詰、販売期間の延長等）の図れる漁協が集荷・買上げし、水揚げ量及び取扱量の増大を図る。 漁協は蓄養施設、直販施設の整備について、課題を抽出し、本格的な施設整備後の販売に向けた検討を行う。</p> <p>②漁協は、粉ワカメの生産量を増大し販路を拡大させるため、浅海漁業者から生ワカメを買上げし、漁業所得の向上を図るとともに、仮設の荷捌き場（干場）を利用し粉ワカメを製造・販売する。また、漁協は、買上げた生ワカメの陸上作業（干し、芯抜き）に漁船漁業者を雇用し、漁業所得の向上を図る。 漁協は、粉ワカメを製造する荷捌き場（干場）を整備する。</p> <p>③漁協は、一本釣り漁業者からアマダイ・レンコダイを買上げ、開き加工の製造に向けて、加工場、冷蔵庫、直販施設（サザエ等の施設と同一）の整備について、課題を抽出し、本格的な施設整備後の販売に向けた検討を行う。</p> <p>④漁協は、これまで未利用であったメカブを用いて開発した加工品をさかな祭りなどのイベントでPRすることにより知名度向上を図る。</p> <p>⑤全ての漁業者は漁協とともに、藻場の保全・造成や清掃、岩起を行い漁場環境を保全する。また、ヒラメ・マダイ稚魚やアワビの稚貝放流を実施することにより、水産資源の増殖による底上げを図る。</p> <p>⑥全ての漁業者は漁協とともに、減少する漁業就業人口や高齢化により失われつつある漁村の活気を回復させるため、地元小学校における粉ワカメづくり体験を指導する。</p> <p>⑦漁協は水産物普及に向けた取組として、さかな祭りの開催で地元住民及び観光客に対し、地場の魚や水産加工品をPR・販売し、販路の拡大を目指す。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>①省燃油活動の推進と経営改善 雄島漁協管内の全ての漁船漁業者は、係留中の機関の停止、不要不急な積載物の削減による船体の軽量化、船底清掃を年1回から2回行うことにより、航行時の抵抗削減などを実施し、通常航行速度を1ノット落とす省エネ航行の実践により、燃油経費を20%削減する。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>①浜の活力再生交付金 ②省燃油活動推進事業 ③水産多面的機能発揮対策事業</p>

3年目（平成31年度）

■以下の取組を実施することにより漁業所得を基準年比 5.3%の向上を目指す。

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>①漁協は、浅海漁業者と協力し、サザエ、アワビを既存の蓄養施設を用いて付加価値化（選別、箱詰、販売期間の延長等）の図れる漁協が集荷・買上げし、水揚げ量及び取扱量の増大を図る。 また、漁協は、全量集荷に向けて、蓄養施設（既存施設の増築）、直販施設を整備する。</p> <p>②漁協は、整備した荷捌き場（干場）を用い粉ワカメの生産量を増大させ、販路を拡大にむけて、浅海漁業者から生ワカメを購入するとともに、買上げた生ワカメの陸上作業（干し、芯抜き）に漁船漁業者を雇用し、漁業所得の向上を図る。</p> <p>③漁協は、一本釣漁業者からアマダイ・レンコダイを買上げ、開き加工を行うため、これらの水産加工が行える加工場や冷蔵庫、直販施設（サザエ等の施設と同一）を整備する。</p> <p>④漁協は、未利用であったメカブを用いて開発した加工品をさかな祭りなどのイベントでPRすることにより知名度向上を図る。</p> <p>⑤全ての漁業者は漁協とともに、藻場の保全・造成や清掃、岩起を行い漁場環境を保全する。また、ヒラメ・マダイ稚魚やアワビの稚貝放流を実施することにより、水産資源の増殖による底上げを図る。</p> <p>⑥全ての漁業者は漁協とともに、減少する漁業就業人口や高齢化により失われつつある漁村の活気を回復させるため、地元小学校における粉ワカメづくり体験を指導する。</p> <p>⑦漁協は水産物普及に向けた取組として、さかな祭りの開催で地元住民及び観光客に対し、地場の魚や水産加工品をPR・販売し、販路の拡大を目指す。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>①省燃油活動の推進と経営改善 雄島漁協管内の全ての漁船漁業者は、係留中の機関の停止、不要不急な積載物の削減による船体の軽量化、船底清掃を年1回から2回行うことにより、航行時の抵抗削減などを実施し、通常航行速度を1ノット落とす省エネ航行の実践により、燃油経費を20%削減する。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>①浜の活力再生交付金 ②省燃油活動推進事業 ③水産多面的機能発揮対策事業</p>

4年目（平成32年度）

■以下の取組を実施することにより漁業所得を基準年比 10.1%の向上を目指す。

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>①漁協は、浅海漁業者と協力し、全量集荷、買上げたサザエ、アワビを整備した蓄養施設（増築）を用いて、付加価値化（選別、箱詰、販売期間の延長等）を図り、整備した直販施設において活アワビやサザエを本格的に販売する。これらの取組により、漁協は、地場の漁獲物を販売することが可能となり、漁業所得の向上と販路拡大を図る。</p> <p>②漁協は、整備した荷捌き場（干場）を用い粉ワカメの生産量を増大させ、販路を拡大にむけて、浅海漁業者から生ワカメを購入するとともに、買上げた生ワカメの陸上作業（干し、芯抜き）に漁船漁業者を雇用し、漁業所得の向上を図る。</p> <p>③漁協は、一本釣漁業者からアマダイ・レンコダイを買上げ、整備した加工場や冷蔵庫を用いて加工し、整備した直販施設（サザエ等の施設と同一）で販売する。これらの取組により、漁協は、地場の原料を用いた加工品を製造・販売することが可能となり、漁業所得の向上と販路拡大を図る。</p> <p>④漁協は、これまで未利用であったメカブの買上げを開始することにより漁業所得の向上を図る。また、漁協は、開発した加工品を整備した加工場（開き魚の施設と同一）で製造して、直販施設（サザエ等の施設と同一）で販売し、販路拡大を図る。</p> <p>⑤全ての漁業者は漁協とともに、藻場の保全・造成や清掃、岩起を行い漁場環境を保全する。また、ヒラメ・マダイ稚魚やアワビの稚貝放流を実施することにより、水産資源の増殖による底上げを図る。</p> <p>⑥全ての漁業者は漁協とともに、減少する漁業就業人口や高齢化により失われつつある漁村の活気を回復させるため、地元小学校における粉ワカメづくり体験を指導する。</p> <p>⑦漁協は水産物普及に向けた取組として、さかな祭りの開催で地元住民及び観光客に対し、地場の魚や水産加工品をPR・販売し、販路の拡大を目指す。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>①省燃油活動の推進と経営改善 雄島漁協管内の全ての漁船漁業者は、係留中の機関の停止、不要不急な積載物の削減による船体の軽量化、船底清掃を年1回から2回行うことにより、航行時の抵抗削減などを実施し、通常航行速度を1ノット落とす省エネ航行の実践により、燃油経費を20%削減する。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>①省燃油活動推進事業 ②水産多面的機能発揮対策事業</p>

5年目（平成33年度）

取組の最終年度であり、前年度に引き続き漁業収入向上及びコスト削減の努力を行うが、目標達成が確実なものになるよう、プランの取り組み状況を確認しつつ、必要に応じて施策の見直しを行うこととする。

■以下の取組を実施することにより漁業所得を基準年比 10.1%の向上を目指す。

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>①漁協は、浅海漁業者と協力し、全量集荷、買上げたサザエ、アワビを整備した蓄養施設（増築）を用いて、付加価値化（選別、箱詰、販売期間の延長等）を図り、整備した直販施設において活アワビやサザエを販売する。これらの取組により、漁業所得の向上と販路拡大を図る。</p> <p>②漁協は、粉ワカメの生産量を増大し販路を拡大させるために、浅海漁業者から生ワカメを購入することにより、漁業所得の向上を図り、整備した荷捌き場（干場）を用いて、粉ワカメを製造・販売する。また、買上げた生ワカメの陸上作業（干し、芯抜き）に漁船漁業者を雇用し、漁業所得の向上を図る。</p> <p>③漁協は、一本釣漁業者からアマダイ・レンコダイを買上げ、整備した加工場や冷蔵庫を用いて加工し、整備した直販施設（サザエ等の施設と同一）で販売する。これらの取組により、漁協は、地場の原料を用いた加工品を製造・販売し、漁業所得の向上と販路拡大を図る。</p> <p>④漁協は、これまで未利用であったメカブの買上げにより、漁業所得の向上を図る。また、漁協は、開発した加工品を整備した加工場（開き魚の施設と同一）で製造して、直販施設（サザエ等の施設と同一）で販売し、販路拡大を図る。</p> <p>⑤全ての漁業者は漁協とともに、藻場の保全・造成や清掃、岩起を行い漁場環境を保全する。また、ヒラメ・マダイ稚魚やアワビの稚貝放流を実施することにより、水産資源の増殖による底上げを図る。</p> <p>⑥全ての漁業者は漁協とともに、減少する漁業就業人口や高齢化により失われつつある漁村の活気を回復させるため、地元小学校における粉ワカメづくり体験を指導する。</p> <p>⑦漁協は水産物普及に向けた取組として、さかな祭りの開催で地元住民及び観光客に対し、地場の魚や水産加工品をPR・販売し、販路の拡大を目指す。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>①省燃油活動の推進と経営改善 雄島漁協管内の全ての漁船漁業者は、係留中の機関の停止、不要不急な積載物の削減による船体の軽量化、船底清掃を年1回から2回行うことにより、航行時の抵抗削減などを実施し、通常航行速度を1ノット落とす省エネ航行の実践により、燃油経費を20%削減する。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>①省燃油活動推進事業 ②水産多面的機能発揮対策事業</p>

(4) 関係機関との連携

坂井市地域の沿岸漁業の構造改善を適正かつ円滑に推進することを目的とした、坂井市沿岸漁業構造改善協議会を活用し、漁業振興に加え地域活性を推進していく。

また、生鮮品、加工品の販売促進を図るため、坂井市、三国底曳漁協、雄島漁協、各漁協の漁業者、坂井市観光連盟との連携を強化し、市内3漁協（三国底曳、三国港、雄島）で共同開催しているさかな祭りのイベントにおいて、サザエやアワビ、地元の魚を使った加工品をPRする。また、資源増殖の取り組みの効果が十分に発現するよう、福井県（水産試験場、栽培センター）と連携し、継続したヒラメ、マダイの種苗放流に取組み、漁業資源の保全と継続的な資源利用を図る。上記の連携を図りながら、浜の活力再生プランの実現に向けて努力するものとする。

4 目標

(1) 数値目標

漁業所得の向上 10%以上	基準年	平成	年度：	漁業所得	千円
	目標年	平成	年度：	漁業所得	千円

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
浜の活力再生交付金	荷捌き場（干場）、加工場、直販施設、冷蔵庫等の整備により、漁業者の作業効率向上や6次産業化による所得向上が図られ、浜の活力再生プランの効果が高められる。
省燃油活動推進事業	減速航行、船底清掃の実施により、漁業者自らが省エネを意識し、省燃油活動を実践することで、浜の活力再生プランの効果が高められる。
水産多面的機能発揮対策事業	海岸清掃等による漁場機能の保全や魚食普及により、浜の活力再生プランの効果が高められる。